

ビラ配布の自由と日本国憲法

—なぜ今、こんな事件があいつぐのか？—

2008.07.09.「ビラ配布の自由を守る7.9集会」講演レジュメ 渡辺治

1 私たちの言論にどんな事態が？

- 2001.9.11テロ事件、テロ対策特措法
- 2003.05.03.大石事件（大石共産党市会議員、ニュースの配付を公選法違反で逮捕）
- 2003.11.03.総選挙で自民党、民主党、公明党憲法見直しマニフェスト、改憲が政治日程に
- 2003.12.自衛隊イラク派兵閣議決定
- 2004.01.陸上自衛隊のイラク派兵先遣隊、航空自衛隊本隊派遣
- 2004.02.27.立川自衛隊官舎ビラ配布弾圧事件（立川テント村の3名、自衛隊官舎へのビラ配布が住居侵入容疑で逮捕）
- 2004.03.03.国公法弾圧・堀越事件（堀越明男さん、前年秋の総選挙での「赤旗号外」等の配布が国公法違反で逮捕、所轄でなく警視庁公安部が前面に）
- 2004.06.15.「九条の会」結成
- 2004.12.23.葛飾ビラ配布弾圧事件（荒川さん、マンションの各戸のドアに共産党の「都議会報告」ほかのビラ配布中、住居侵入で逮捕）
- 2005.09.10.世田谷国公法弾圧事件（宇治橋真一さん、世田谷池尻住宅にビラ投函中、住居侵入容疑で逮捕、堀越事件の警視庁公安総務課の警察官、本件に応援）
- 2006.09.22.安倍内閣誕生—任期中の改憲
- 2007.05.12.改憲手続法参院可決成立
- 2007.07.29.参院選で安倍自民党大敗
- 2007.11.日教組教研集會会場使用拒否事件（プリンスホテル、教研集會の会場契約破棄通告）
- 2008.03.04.新憲法制定議員同盟新方針—「九条の会」に対抗
- 2008.03.25.「むつあい九条の会」に対する藤沢市議の干渉（昨年行われた「六会ふるさとまつり」への九条の会の出品をめぐる三野議員の質問）
- 2008.03.13.靖国上映妨害事件（稲田議員ら靖国の「日本芸術文化振興会」からの助成にクレーム、有村議員、専門委員の一人が「映画人九条の会」であること問題視）
- 2008.04.17.自衛隊イラク派兵違憲名古屋高裁判決
- 2008.05.18.国分寺市議ビラ配布弾圧事件

2 なぜ今？—一連の言論弾圧のねらいはどこにあるのか？

(1) 2つの大きなねらいと困難

90年代以来、保守支配層、改憲と構造改革

小泉政権で構造改革大きく「前進」、安倍政権「任期中の改憲」公約
国民の反対と矛盾の顕在化

(2) 「九条の会」の活動に対する危機感と改憲策動の建て直し

(a) 改憲の準備開始は2003年末から

(b) 対抗する運動の昂揚

2004年6月に「九条の会」結成

全国に広まる「九条の会」

(c) 安倍政権倒壊と福田政権の改憲戦略手直し—「九条の会」の運動の規制

新憲法制定議員同盟総会2008.03.04.「九条の会への対抗意識」

九条の会に対抗する改憲国民運動と九条の会運動の抑圧

(d) 改憲手続法による市民の運動規制のさきかけ

教員・公務員の地位利用運動の禁止

教員・公務員の政治活動禁止規定

組織的多数人買収・利害誘導罪

(3) 構造改革の強行が、社会統合を揺るがせている

(a) 日本では構造改革で社会統合の破綻が劇的に

福祉国家の代わりに企業社会+自民党利益誘導政治+不十分な社会保障

構造改革は、企業リストラ、公共事業投資の削減、社会保障リストラで、三本柱を切った

(b) 矛盾の二つの爆発

社会統合の劇的破綻—自殺の激増、ホームレス、家族の解体、虐待、犯罪

地方の衰退、財政破綻

(c) 構造改革反対の運動の昂揚

後期高齢者医療制度に対する怒りの爆発

反貧困ネットや労働組合運動の昂揚

(d) 福田政権での新たな、2つの対処策

構造改革に対する手直しを行う代わりに消費税

反貧困、格差、反構造改革の大衆運動の抑え込み

(e) ターゲットとなる共産党

改憲反対、構造改革反対の要としての共産党に焦点

(4) 警察、検察の危機感と再活性化

(a) 警察—新たな状況で危機感とハッスル

犯罪率上昇、検挙率低下

反テロ、安全・安心で巻き返し、警察官増員と体制強化

共産党を改めて規制の対象に設定

(b) 検察、法務省—市民の安全、安心確保要求に呼応して摘発活性化、重罰化志向

3 なぜビラ配布が目の敵になるのか？

(1) 怖いのは労働者や市民の組織による運動

(a) 組織を狙った一網打尽法の制定追求

戦前なら治安維持法

破防法もうまくいかない

共謀罪も制定がおぼつかない

(b) ビラ配布規制を使って組織を狙い、萎縮させる

立川テント村も、共産党も組織への規制がねらい

(c) なぜとくに日本共産党？—大石、堀越、葛飾、世田谷、国分寺は日本共産党の議員かビラ配布

共産党が、改憲、反構造改革の結節点

共産党の権威を落とし、市民の恐怖心を掻き立てる

共産党の活動の要がビラ配布活動

公選法、国公法、住居侵入どれでもやる

(2) なぜ国公法？なぜ住居侵入？

(a) 堀越事件はなぜ

国公法は確実に有罪にできる

同時に、猿払最高裁判決以降使えなかった国公法の復活

国公法違反で起訴は30年ぶり、逮捕は83年以来20年ぶり

2003年4月以降、捜査、2003年11月には公安の徹底尾行—証拠固めて

有罪判決とるかまえ

とれば、ビラ配り以外にも活用

(b) 住居侵入はなぜ？

国公法でやって、次にはビラ配り規制の拡大

市民の安全、安心要求に乗れる

段階的戦略と網の拡大

堀越→葛飾→世田谷

葛飾は各戸ポスト、立川、世田谷は集合ポスト

(3) ビラ配布の規制の次は？

狙っている「九条の会」の活動への弾圧

反テロ対策特措法という組織の一網打尽をねらった治安立法、共謀罪の制定

4 いかにか立ち向かうか？—憲法改悪に反対することと憲法を実現すること

(1) 私たちは一方的に押されているわけではない

今ビラ配布を取り締まらざるを得ない理由—強力な治安立法を作らせない、発動させない

共謀罪の制定も許さない活動

九条を守ってきた力

基地の監視運動や米軍、自衛隊の策動に対する運動

反面、国家公務員の政治活動規制、公選法の煩瑣な活動規制などを許してきた

この弱点につけ込んでいる

(2) 憲法が生き生きと実現する日本を

(a) 改憲阻止から憲法実現へ

改憲を阻むにも憲法を使い実現する運動—憲法が使われている時代には改憲はおこせない

憲法は未完成—九条も二五条も

(b) 憲法の実現の土台となる言論の自由

民主主義の不可欠の土台となる二一条

二五条を実現するにも九条を守るにもあらゆる活動の土台となる言論の自由

(c) 憲法の二重の国際性と私たちの任務—国際社会の平和と人権

①憲法の理念は国際的にしか実現できない

②憲法の理念は国際社会に伝播し、国際社会で普及する

九条世界会議とモデルとなる九条—国際水準を上げるために頑張る

公務員の政治活動規制、公選法の規制、ビラ配布に対する規制をなくして国際人兼の水準に

到達させる—国際人権規約の活用を

小括 改憲、構造改革を阻む可能性が現れた時代

権力の弾圧にひるまず、自由で明るい社会をつくるために頑張ろう

「ピラ配布の自由を守る7.9集会」講演資料

2008.07.09 渡辺治

(資料1) 日本国憲法(抜粋)

第9条(1)日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第21条(1)集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

(2)検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第24条(1)婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条(1)すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2)国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条(1)すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(2)すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第96条(1)この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

(2)憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

(資料2) 九条の会の結成とその発展

年	結成数・活動状況	備考・内訳
2004.04	改憲世論調査(読売)	賛成65%、反対22.7%
2004.6.10.	九条の会呼びかけ	
2004.7.22.	呼びかけ賛同者600名	
2004.7.29.	発足記念講演会(ホテルオークラ)	1000名
2004.9.18.	九条の会大阪講演会	3700名
2004.9.25.	九条の会京都講演会	2000名
2004.11.03.	青森、三重、香川、長崎県の会結成	
2004.11.21.	九条の会宮城集会	4500名
2004.11.25	九条の会札幌講演会	3000名+500名
2004.12.01	九条の会那覇集会	2000名
2005.02.25.	九条の会横浜講演会	5000名
2005.03.12.	九条の会広島講演会	
2005.03.19.	九条の会福岡講演会	3000名
2005.2.23.	女性九条の会発足	この日まで678名賛同
2005.04	改憲世論調査	賛成60.6%、反対26.6%
2005.05.22.	九条の会1900	
2005.05末	九条の会2007	北海道136, 青森103, 神奈川140, 東京131, 長野165, 愛知109, 大阪135, 京都153, 分野別- 九条の会・医療人の会、映画人九条の会、九条科学者の会、
2005.07.30.	有明講演会 九条の会3026	9500名
2006.01.05.	九条の会4079	
2006.03	高知県三崎九条の会過半数署名	九条の会65号
2006.04.24.	九条の会4770	九条の会68号
2006.04.08.	改憲世論調査(読売)	賛成55.5%、反対32.2%
2006.06.10	全国交流集会 九条の会5174	
2007.02.01.	九条の会6020	
2007.04.	改憲世論調査(読売)	賛成46.2%、反対39.1%
2007.10.18.	九条の会6734	
2007.11.24.	第2回全国交流集会 九条の会6801	
2008.04.25	九条の会7035	
2008.04.06	改憲世論調査(読売)	改憲賛成42.5%、反対43.1%
2008.06.21	第5回九条の会憲法セミナー	岐阜650名

(資料3) 改憲手続法抜粋

第103条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。)の役員若しくは職員又は公職選挙法第百三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役職員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(組織的多数人買収及び利害誘導罪)

第109条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る。)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をし、又は憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供応接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

二 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、その者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないことに影響を与えるに足りる誘導をしたとき。

三 前二号に掲げる行為をさせる目的をもって国民投票運動をする者に対し金銭若しくは物品の交付をし、若しくはその交付の申込み若しくは約束をし、又は国民投票運動をする者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。